

平成 2 3 年 第 4 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京 丹 波 町 議 会

平成 23 年第 4 回京丹波町議会臨時会

平成 23 年 11 月 24 日（木）

開 会 午前 9 時 00 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 70 号

京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 常任委員の選任について

第 6 議会運営委員の選任について

2 議会に付議した案件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 70 号

京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について

追加第 1 議長辞職について

追加第 2 議長の選挙

追加第 3 副議長辞職について

追加第 4 副議長の選挙

追加第 5 議席の変更

第 6 常任委員の選任について

第 7 議会運営委員の選任について

追加第 6 特別委員の辞任及び同委員の選任について

追加第 7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙

追加第 8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙

追加第 9 国民健康保険南丹病院議会議員の選挙

追加第 10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加第 11 京都地方税機構議会議員の選挙

追加第 12 閉会中の継続調査

3 出席議員（16人）

議席変更前				議席変更後			
1 番	横	山	勲 君	1 番	小	田	耕 治 君
2 番	岩	田	恵 一 君	2 番	篠	塚	信太郎 君
3 番	篠	塚	信太郎 君	3 番	村	山	良 夫 君
4 番	梅	原	好 範 君	4 番	梅	原	好 範 君
5 番	森	田	幸 子 君	5 番	横	山	勲 君
6 番	村	山	良 夫 君	6 番	山	田	均 君
7 番	山	内	武 夫 君	7 番	東		まさ子 君
8 番	東		まさ子 君	8 番	岩	田	恵 一 君
9 番	野	口	久 之 君	9 番	松	村	篤 郎 君
10 番	坂	本	美智代 君	10 番	坂	本	美智代 君
11 番	原	田	寿賀美 君	11 番	西	山	和 樹 君
12 番	松	村	篤 郎 君	12 番	原	田	寿賀美 君
13 番	北	尾	潤 君	13 番	北	尾	潤 君
14 番	小	田	耕 治 君	14 番	森	田	幸 子 君
15 番	山	田	均 君	15 番	山	内	武 夫 君
16 番	西	山	和 樹 君	16 番	野	口	久 之 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19人）

町	長	寺	尾	豊	爾	君
副	町	長	畠	中	源	一 君
教	育	長	朝	子	照	夫 君
会	計	管	理	者	岡	本 佐登美 君

参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君
和知支所長	藤 田 真 君
総務課長	伴 田 邦 雄 君
企画政策課長	中 尾 達 也 君
税務課長	一 谷 寛 君
住民課長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	木 南 哲 也 君
教育次長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	長 澤 誠
書記	上 西 貴 幸

開議 午前 9 時

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご多忙の中、定刻にご参集いただきまして、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 4 回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第 1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、5 番議員・森田 幸子君、6 番議員・村山 良夫君を指名いたします。

《日程第 2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

《日程第 3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第 70 号の 1 件でございます。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

10 月 20 日に、議会運営委員会が開催され、常任委員会構成替え等について協議がなされました。

11 月 8 日に、全員協議会が開催され、常任委員会構成替え等について、報告・確認、協議がされました。

11 月 11 日には、産業建設常任委員会が開催され、所管事業に係る現地踏査が実施され

ました。

11月21日には、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議がなされました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第4 議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。誠に厳しい冷え込みの朝のこととなりました。

本日ここに、平成23年第4回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案は、職員の給与に関する条例等の改正を本年の人事院勧告に準じてお願いするほか、給与の全額払いの原則の特例を定めることをお願いするものであります。

国においては、本年の人事院勧告を実施するための給与法改正法案は、既に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」との関係で提出しないこととされたところではありますが、地方公務員の給与改定にあたっては、地方公務員法の趣旨に沿い、適切に対処するよう通知されたところであります。

つきましては、本町におきましては、地方行財政の状況及び府内市町村の動向等も検討した結果、人事院勧告に準じた改正を行うこととしたものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますように、お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 続いて、補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第70号につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町長の提案理由説明のとおり、9月30日の人事院勧告に準じまして、給料表等の所要の改正をお願いするほか、規定ができておりませんでした給与の全額払いの原則の特例、いわゆるチェックオフ規定を定めることをお願いしております。

条例改正の順序では、この給与支払いの改正からとなっておるわけですが、最初に人事院勧告の概要につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

今回の人事院勧告につきまして、国におきましては、東日本大震災の復興財源確保に向けて、給与臨時特例法案が今回の人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べまして、厳しい減額措置を講じるものであり、また、総体的にみますと、人事院勧告の趣旨も内包していると、そういった考え方によりまして実施を見送ることとされたところでございます。

このことに係わりましては、様々なご意見があるところでございますが、国の給与臨時特例法案につきましては、基本的に復興財源の確保を目的とした臨時の異例の措置ということで、平成25年度末までの時限的なものでございます。

また、同様の給与削減につきましては、地方公務員に求めるものでもないということございまして、地方公務員の給与につきましては、これまで同様、国家公務員の給与を民間の数字に合わせるための人事院勧告に準じた対応をとることが妥当と考えるところでございます。そうしたことから、本町におきましては、今回につきましても人事院勧告に準じた改正をお願いするものでございます。

資料をお配りさせていただいておりますので、これによりまして説明をさせていただきたいと思います。

まず最初の囲みの本年の給与勧告のポイントでございますが、月例給は引下げ改定、ボーナスにつきましては、改定見送りということございまして、平均年間給与で1万5,000円の引下げとなっております。率にいたしますと、0.23%の引下げということになっております。

また、①でございますが、この勧告の基礎となる民間給与実態調査につきましては、東日本大震災の影響で2ヶ月の遅れということで、岩手県、宮城県、福島県を除く44都道府県で実施されたということでございます。

そして②でございますが、国家公務員給与が民間給与を上回る額0.23%ですが、これにつきまして、格差が大きい50歳台を中心に40歳台以上を念頭においた給料表の引下げ改定を行うというものでございます。

さらに③であります。給与構造改革というのが平成18年度から平成21年度に行われ

てまいりましたが、その際に、極端な減額にならないように経過措置が設定をされておりました。平成18年3月末の給料の保障、いわゆる減給保障がされてきております。この経過措置につきまして、平成24年度に2分の1を減額し、上限は1万円ということでございますが、平成25年4月には廃止をするというものでございます。その原資を用いまして、若年、あるいは中堅層を中心にこれまで抑制をされてきました昇給を回復させると、そういうものでございます。

以上が今回の人事院勧告のポイントということでございます。

その下の給与勧告の基本的な考え方でございますが、これにつきましては、例年どおりのものでございますが、特に、二つ目のところでございますけれども、人事院勧告につきましては、労働基本権制約の代償措置であること、また三つ目には勧告にあたっては、民間準拠ということが書かれておるところでございます。

次のⅡのところでは、民間給与との比較がまとめられておりますが、約1万500事業所の約43万人の個人別給与を実地調査いたしまして、月例給につきましては、4月分給与で899円公務のほうが高かったという結果が出たところでございます。

下のボーナスでございますけれども、これにつきましては、東北3県を除きますと、民間が3.99月ということで、わずかに民間のほうが高いという結果でございますけれども、東北3県の今年の夏のボーナスにつきましては非常に厳しいと見られることなどからボーナスの改定判断には至らず、見送りとなったものでございます。

裏面のほうでございますけれども、2の給与改定の内容と考え方でございますが、給料月額の下げの内容ですが、先ほど申しましたけれども、50歳台を中心ということで、50歳台で最大0.5%、40歳台後半層で0.4%。それ以外の下げ分につきましては、40歳台前半層で収めんとすることになっております。

それから、③のその他の俸給表でございますが、その中の括弧書きでございますけれども、今回医師に係る分の下げはございません。詳しい金額の下げ幅につきましては、議案書の後ろのほうに新旧比較表を付けておりまして、その給料表で黒囲みしておりますけれども、その部分で比較をいただきますと、それぞれの号給での下げ金額がお分かりをいただけるということでございますが、本町におきましては、該当いたしますのは、45歳以上の67名ということでございます。平均年齢は、約53歳ということになっております。

月額で申しますと、400円から1,999円という下げになります。平均では1,319円の減額ということになっております。なお、1,999円という端数におきましては、経過措置額の率の減少によるものでございます。

実施時期等のところでございますが、12月1日施行ということでございまして、4月から11月分までの8ヶ月分、6月のボーナス分に調整率の0.37%を掛けた額を年間給与でみた給与格差相当分といたしまして、12月の期末手当で減額調整を行うということでございます。67名が該当し、金額は総額で97万7,367円ということでございます。平均は1万4,588円ということになっております。

それから、次の給与制度の改定等でございますけれども、先ほど申し上げました給与構造改革における経過措置額を平成25年4月には全て廃止をし、その原資を用いて若年中堅層を中心に昇給を回復させるということでございますが、その昇給回復につきましては、平成24年4月に36歳未満の職員を最大2号給、36歳以上42歳未満の職員につきましては、1号給、平成25年4月には人事院規則で定める年齢に満たない職員に1号給を回復させるというものでございます。以上が内容でございます。

なお、特別職に関しましては、改正法案は出ておりませんので、今回は一般職の給与改定のみという内容でございます。

また、資料の2枚目のほうですが、今回の改正による給料表別及び職務分類別の平均給料月額と比較表及び対象職員数の比較表を付けさせていただいております。特に、2段目の表でございますが、本町では45歳以上が該当し、50歳台が中心ということでございますので、職務分類別におきましても、高齢層で減額割合が高まっているというところでございます。また、最後のページには、12月の期末手当で減額調整する額を給料表別に示したものでございますので、参考までにご確認をいただければと存じます。

次に、給与の支払規定の改正の件でございますけれども、これにつきましては議案書の2ページ目をご覧くださいと思いますが、第1条の2でございますが、本来条例で定めておくべき給与全額払の原則の例外規定、天引き規定でございますが、これの整備ができておりませんでしたので、合わせて改正をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、所得税の源泉徴収ですとか、住民税の特別徴収、また共済組合掛金などにつきましては、法律に定められておることでございますので、これ以外で職員給与から天引きをするものについて条例で定めるということでございます。（1）の市町村職員共済組合の貯金事業から（6）の職員互助会会費までということで、今回定めさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。これより議案代70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○15番(山田 均君) 今回提案になっております内容については、今も説明をいただいたんですが、3点あるわけなんです、1点目は月例給を0.23%改定するということと、経過措置の廃止ということになっておるんですが、一つは、京丹波町の職員のラスパイですね。いくらになっておるのかというのをお尋ねしておきたいというのが1点と、それから、給与の経過措置の廃止の問題についてですが、これが実施されると一番大きな影響を受ける職員については、月どれくらいの額の影響を受けるのかという点について伺っておきたいと思います。

○総務課長(伴田邦雄君) ラスパイレスにつきましては、89.9でございます。それから、経過措置の最高の影響を受ける職員ということでございますが、これにつきましては、本町におきましては、役職定年というものもございます関係で、平成18年3月末の減給補償の兼ね合いから申しますと、非常に高額になります。従いまして5万円。正確には端数があるわけでございますが、5万26円という金額が最高額ということでございます。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 東君。

○8番(東まさ子君) 関連してですけれども、この経過措置を受けている職員はどのくらいあるのでしょうか。

○議長(西山和樹君) 伴田総務課長。

○総務課長(伴田邦雄君) 18名でございます。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今総務課長からありましたように、ラスパイが89.9ということで、府下の市町村の中でも、京丹波の職員の給与水準は非常に低いと。笠置町について、下から2番目というようなことも聞いておるんですが、まず、そういう点では職員のそういう給与改善というのをやるべきではないかと、その上で例えば国が国家公務員ということで考えれば、その基準に応じて人勧実施とうことになっておるんですが、例えば国家公務員と同じということで0.23%引下げというなら、意味もわかるんですが、ラスパイが90%切るというそういう水準で国家公務員の基準である改定0.23%引き下げということに今回なっておるんですが、その辺を考えると非常にもともと給与が低い上に、更に引下げを国家公務員並みに適応するということになっておるんですが、その辺については、町長どのように考えておられるのかということ。もともと

の給与の改善をするということが必要ではないかと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。就任して2年経ちました。私は経緯を大事にしていきたいという基本的な考え方にたっております。そうしたことは別に、国家公務員100として当町が約90%ということであれば、それほど無理な生活水準を強いているという見解にはたっておりません。住宅事情にしましても、近くに主食でありますお米も幸い簡単にできることだし、野菜等も簡単に得ることができるというような生活環境をあわせて考えますとき、それほど無理を強いているという見解にたっていないことをはっきり申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう1点町長にお尋ねしておきます。経過措置の廃止というのが提案になっておるんですが、これについては、役職定年との関係もあって、一番多い人で、5万円を超える差が出るという説明もあったんですが、役職定年60歳までの間、生活設計が狂うような金額の差があると思うんですけども、これについては町長としてはどのようなお考えを持っておられるのか。府下の市町村を聞いておりますと、実施を見送るというような方向で検討しておる市町村もあるようでございますが、その辺も踏まえてどのようなお考えなのか伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経過措置については、そうしたことで補償をしてきたという表現にも置き換えることができるんじゃないかという認識でおります。5年も経過しますと、いよいよ世間の荒波にさらしだされるという面もありますが、経過措置はあくまで常識的な経過措置期間であったのではないかと認識いたしております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 合併をしていろいろと職員数も減らされて、職員の皆さんには一生懸命頑張って、仕事に精励していただいていると考えているわけですが、職員の給与については、職員組合との合意もされることになっていると思うんですけども、職員組合の皆さんとの話し合いはどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員組合の皆さんとは、誠心誠意話し合いをして、この提案の結論に達したというふうに理解してもらったら嬉しく思います。以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） そういうことになる、職員組合のほうで、合意を得られたというふうに受け止めさせていただいたらいいいのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そのように理解してもらったら結構です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） ただ今、提案されております議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、平成23年9月の人事院勧告に準じて改正をするとの提案ですが、指摘したいのは次の点であります。

一つには、民間企業との格差を是正するとして、平均改定率で0.23%の引下げを行うということですが、京丹波町の職員のラスパイレスが89.9%と府下の市町村でもワースト2位の状況にあること。町長は、十分な給料だというようなことを言われましたけれども、人事院勧告を完全実施ということであれば、まず国家公務員の給与の水準に引上げるということが必要だというふうに考えるわけであります。

また、4月まで遡及して適応する点についても、不利益遡及という問題もあり、実施すべきでない点指摘するものであります。

二つには、経過措置額の廃止等については、給与構造改革の中で設けられた措置であり、対象となる職員の人数に関わらず、受け取る給与が大幅に下がることは生活設計に大きな影響を受けることは明らかなです。府下の状況でも見送る方向で検討している市町村もあります。廃止すべきではないという点を申し上げ、この2点について指摘をし反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 他に討論はありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

議案第70号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで執行部には大変恐縮でございますが、ただ今より一旦退席をお願いし、後ほどご出席を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 9時28分)

(再開 午前 9時30分)

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

私事、一身上の都合により、議事の進行を副議長 山田均君をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時31分)

(再開 午前 9時32分)

《追加日程第1、議長辞職について》

○副議長(山田 均君) 休憩前に引続き会議を開きます。

ただ今、議長の西山和樹君から、辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長(山田 均君) 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長(山田 均君) 追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西山和樹君の退場を求めます。

(西山和樹君 退場)

○副議長(山田 均君) 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) それでは、朗読させていただきます。

平成23年11月24日 京丹波町議会副議長 山田 均様 京丹波町議会議長 西山

和樹 辞職願 この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。

以上でございます。

○副議長(山田 均君) お諮りいたします。

西山和樹君の「議長辞職」を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長(山田 均君) ご異議なしと認めます。

よって、西山和樹君の「議長の辞職」を許可することに決定いたしました。

西山和樹君の復席を認めます。

(山田 均君 復席)

《追加日程第2、議長の選挙》

○副議長(山田 均君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長(山田 均君) ご異議なしと認めます。

よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定
いたしました。

○副議長(山田 均君) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○副議長(山田 均君) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、横山 勲君、及び岩田恵一君を指名
いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は、単記無記名でお願いいたします。

(投票用紙の配付)

○副議長(山田 均君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田 均君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○副議長(山田 均君) 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

それぞれ記入のほうよろしく願いいたします。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) それでは、議席順に投票をお願いいたしたいと思います。

1 番 横山 勲議員 2 番 岩田恵一議員、3 番 篠塚信太郎議員、4 番 梅原好範議員、
5 番 森田幸子議員、6 番 村山良夫議員、7 番 山内武夫議員、8 番 東まさ子議員、9
番 野口久之議員、10 番 坂本美智代議員、11 番 原田寿賀美議員、12 番 松村篤郎
議員、13 番 北尾 潤議員、14 番 小田耕治議員、16 番 西山和樹議員、15 番 山
田 均議員。

○副議長(山田 均君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山田 均君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

横山 勲君、及び岩田恵一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(山田 均君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち、東まさ子君 3票、野口久之君 13票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって野口久之君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(山田 均君) ただいま議長に当選されました野口久之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、野口久之君のごあいさつを受けることといたします。

新議長 野口久之君。

○議長（野口久之君） ただ今、西山議長の辞職に伴いまして、議長選挙の結果、皆様方の絶大なるご推挙により議長の席を拝命いたすことになりまして、誠に光栄に存じておるところでございます。私、微力ながらこの議長を議会の活性化のために、また皆様方と共に努力をしまいたいと思っております。どうか今後ともよろしくお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども、就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（山田 均君） 野口議長。議長席にお着きをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時51分）

（再開 午前 9時53分）

《追加日程第3、副議長辞職について》

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長の山田 均君から、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第3「副議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田 均君の退場を求めます。

（山田 均君 退場）

○議長（野口久之君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、朗読させていただきます。

平成23年11月24日 京丹波町議会議長 野口久之様 京丹波町議会副議長 山田 均 辞職願 私儀、今回一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたく辞職届を提出い

たします。

以上でございます。

○議長（野口久之君）お諮りいたします。

山田 均君の「副議長辞職」を許可することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、山田 均君の「副議長辞職」を許可することに決定しました。

（山田 均君 復席）

《追加日程第４、副議長の選挙》

○議長（野口久之君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第４として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第４として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（野口久之君） 追加日程第４「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（野口久之君） ただいまの出席議員は１６名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、篠塚信太郎君、梅原好範君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は、単記無記名でございます。

（投票用紙の配付）

○議長（野口久之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（野口久之君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それではお名前をお呼びします。

1 番 横山 勲議員、2 番 岩田恵一議員、3 番 篠塚信太郎議員、4 番 梅原好範議員、
5 番 森田幸子議員、6 番 村山良夫議員、7 番 山内武夫議員、8 番 東まさ子議員、1
0 番 坂本美智代議員、11 番 原田寿賀美議員、12 番 松村篤郎議員、13 番 北尾
潤議員、14 番 小田耕治議員、15 番 山田 均議員、16 番 西山和樹議員、9 番 野
口久之議長。

○議長（野口久之君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

篠塚信太郎君、梅原好範君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（野口久之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、山内武夫君 13票、山田 均君 3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって山内武夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（野口久之君） ただいま副議長に当選されました山内武夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、山内武夫君のご挨拶をうけることにいたします。

新副議長 山内武夫君。

○副議長（山内武夫君） 失礼をいたします。

ただ今の選挙によりまして、多くの皆さん方のご支持をいただきまして、副議長に就任をさせていただくことになりました。もとより、その器ではございませんけれども、皆さん方のご指導をいただく中で議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、皆様方の今後一層のご指導を賜りますようによろしく願いを申しあげまして、簡単ですけれども就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 副議長に当選の承諾及びご挨拶をいただきました。

この際、議長、また副議長を退任されました西山和樹君、山田 均君に対して、一言感謝の言葉を申し上げます。

西山和樹君、山田 均君におかれましては、寺尾町政発足以来、議長とし、また副議長とし、この2年間精励されました。立派に任務を務められましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後、我々不肖野口久之が、あるいは山内武夫君が新しく議長、あるいは副議長の席をお受けさせていただくことになりましたが、未熟な我々でございますけれどもあと2年間何とか我々も努力してまいりたいと思っておりますし、その両人におきましては、どうぞご指導ご鞭撻をよろしくお願いをしたいと思います。この2年間大変ご苦労さんでございました。

《追加日程第5、議席の変更》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時41分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 「議席の変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の変更をいたします。

議席はお手元に配付した議席表のとおり変更いたします。

議会事務局長に議席表を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、議席を朗読させていただきます。

議席番号1番 小田耕治議員、2番 篠塚信太郎議員、3番 村山良夫議員、4番 梅原好範議員、5番 横山 勲議員、6番 山田 均議員、7番 東まさ子議員、8番 岩田恵一議員、9番 松村篤郎議員、10番 坂本美智代議員、11番 西山和樹議員、12番 原田寿賀美議員、13番 北尾 潤議員、14番 森田幸子議員、15番 山内武夫議員、16番 野口久之議員。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午後 2時20分）

《日程第5、常任委員の選任について》

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本美智代議員より、午後からの会議を欠席する旨の届を受理しております。

また、各特別委員会から委員会の中間報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

日程第5、「常任委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

議会事務局長に名簿を朗読いたせます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは各常任委員会の名簿を朗読させていただきます。

まず、総務文教常任委員会 村山良夫委員、梅原好範委員、坂本美智代委員、西山和樹委員、北尾 潤委員、森田幸子委員、野口久之委員。産業建設常任委員会 小田耕治委員、横山 勲委員、山田 均委員、東まさ子委員、岩田恵一委員、松村篤郎委員、原田寿賀美委員。

福祉厚生常任委員会 篠塚信太郎委員、村山良夫委員、東まさ子委員、松村篤郎委員、原田寿賀美委員、北尾 潤委員、山内武夫委員。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時22分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局に報告いたします。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは失礼いたします。各常任委員会の委員長、並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 梅原好範委員、副委員長 坂本美智代委員、産業建設常任委員会委員長 岩田恵一委員、副委員長 松村篤郎委員、福祉厚生常任委員会委員長 篠塚信太郎委員、副委員長 原田寿賀美委員。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時59分）

《日程第6、議会運営委員の選任について》

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 「議会運営委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付し

ました名簿のとおり指名したいと思います。議会事務局長に名簿を朗読させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは朗読させていただきます。

京丹波町議会運営委員会、議席順にお名前をお呼びします。小田耕治委員、篠塚信太郎委員、梅原好範委員、横山 勲委員、山田 均委員、岩田恵一委員、山内武夫委員。以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上のとおりであります。

これにご異ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時01分）

（再開 午後 3時02分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局に報告させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは、議会運営委員会正副委員長をお読みいたします。

委員長 横山 勲委員、副委員長 山田 均委員。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上報告のとおりであります。

《追加日程第6、特別委員の辞任許可及び同委員の選任について》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

交通網対策特別委員会、議会広報特別委員会の全委員から特別委員を辞任したい旨の申し出がありますので、この際「特別委員の辞職許可及び同委員の選任について」を日程に追加し、直ちに本件を議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、「特別委員の辞任許可及び同委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第

6として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第6 「特別委員の辞任許可及び同委員の選任について」を議題とします。

交通網対策特別委員会、議会広報特別委員会の全委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって全委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時04分）

（再開 午後 4時00分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

各特別委員会の新委員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思います。

議会事務局長に名簿を朗読いたさせます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） 失礼いたします。議会特別委員会委員の名簿をお読みさせていただきます。

交通網対策特別委員会 小田耕治委員、篠塚信太郎委員、村山良夫委員、山田 均委員、東まさ子委員、西山和樹委員、原田寿賀美委員。議会広報特別委員会 梅原好範委員、横山 勲委員、岩田恵一委員、松村篤郎委員、坂本美智代委員、北尾 潤委員、森田幸子委員、山内武夫委員。以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 4時03分）

(再開 午後 4時04分)

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局に報告させます。

長澤議会事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） それでは各特別委員会の正副委員長を報告させていただきます。

交通網対策特別委員会委員長 東まさ子委員、副委員長 西山和樹委員。議会広報特別委員会委員長 北尾 潤委員、副委員長 森田幸子委員。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時05分)

(再開 午後 4時08分)

《追加日程第7、京都中部広域消防組合議会議員の選挙》

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第7 「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を行います。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長（野口久之君） 京都中部広域消防組合議会議員に私、野口久之と梅原好範君を指名いたします。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、野口久之と梅原好範君を京都中部広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、野口久之と梅原好範君が京都中部広域消防組合議会議員に当選しました。

○議長（野口久之君） ただいま、京都中部広域消防組合議会議員に当選した私、野口久之と梅原好範君が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第8 「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を行います。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと

思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長(野口久之君) 船井郡衛生管理組合議会議員に山内武夫君、篠塚信太郎君を指名いたします。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

ただいま議長が指名した山内武夫君、篠塚信太郎君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した山内武夫君、篠塚信太郎君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

○議長(野口久之君) ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された山内武夫君、篠塚信太郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙》

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第9と

して直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第9 「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を行います。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長（野口久之君） 国民健康保険南丹病院組合議会議員に私、野口久之を指名いたします。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、野口久之を国民健康保険南丹病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、野口久之が国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選しました。

○議長（野口久之君） ただいま、国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選した私、野口久之が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第10とし

て直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(野口久之君) 追加日程第10 「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長(野口久之君) 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に私、野口久之を指名いたします。

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、野口久之を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、野口久之が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

○議長(野口久之君) ただいま、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私、野口久之が議場におります。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

《追加日程第 11、京都地方税機構議会議員の選挙》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

「京都地方税機構議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 11 として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、「京都地方税機構議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 11 として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第 11 「京都地方税機構議会議員の選挙」を行います。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長（野口久之君） 京都地方税機構議会議員に梅原好範君を指名いたします。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいま議長が指名した梅原好範君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した梅原好範君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

○議長（野口久之君） ただいま、京都地方税機構議会議員に当選された梅原好範君が議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4 時 2 0 分）

（再開 午後 4 時 3 0 分）

《追加日程第 1 2、閉会中の継続調査》

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆さんには長時間大変お待たせをいたしました。

この間、議長の辞職に伴い、本日より議長の職に就きます野口久之でございます。

どうかよろしくお願いをいたします。あと 2 年間の議長という重責を負って、皆様方のご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと思います。何分不肖な者でございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 4 時 3 1 分）

（再開 午後 4 時 3 4 分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「閉会中の継続調査」の件を日程に追加し、追加日程第 1 2 として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続調査」を日程に追加し、追加日程第 1 2 として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 追加日程第 1 2 「閉会中の継続調査」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第4回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午後 4時36分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 森 田 幸 子

〃 署名議員 村 山 良 夫